

令和6年度 第2回

寝屋川市都市計画審議会

議案書

目 次

案件(1) 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）（議案第 165 号）

----- 1

案件(2) 特定生産緑地の指定（議案第 166 号）

----- 4

案件(1) 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）
（議案第 165 号）

理 由

寝屋川市の市街化区域の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とした、生産緑地法第3条第1項に基づく生産緑地地区の指定、同法第10条に基づく買取り申出による行為制限の解除に伴い、本案のとおり生産緑地地区を追加、区域変更及び廃止しようとするものである。

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更(寝屋川市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考
寿町2	寿町地内	約 ー ha	廃止
田井西町1	田井西町地内	約 ー ha	廃止
池田一丁目1	池田二丁目地内	約 0.10 ha	区域変更
池田本町1	池田本町地内	約 0.08 ha	区域変更
仁和寺本町二丁目3	仁和寺本町二丁目地内	約 0.98 ha	区域変更
仁和寺本町二丁目6	仁和寺本町二丁目地内	約 0.14 ha	追加
秦町1	秦町地内	約 ー ha	廃止
本町1	本町地内	約 ー ha	廃止
高宮新町2	高宮新町地内	約 0.12 ha	区域変更
高柳二丁目3	高柳二丁目地内	約 ー ha	廃止
打上新町1	打上新町地内	約 ー ha	廃止
高宮二丁目10	高宮二丁目地内	約 0.08 ha	区域変更
下木田町2	下木田町地内	約 0.11 ha	区域変更
下木田町8	下木田町地内	約 ー ha	廃止
小 計		約 1.61 ha	
池田一丁目2他254地区		約 48.35 ha	変更なし
合 計	262地区	約 49.96 ha	

案件(2) 特定生産緑地の指定（議案第 166 号）

特定生産緑地(寝屋川市)の指定

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積 (ha)			申出基準日
		生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地		
			既に指定されて いる区域	新たに指定する 区域	
池田北町1	池田北町地内	0.08	0.00	0.08	令和7年12月22日
宝町2	宝町地内	0.09	0.00	0.09	令和6年12月9日
打上元町7	打上元町地内	0.22	0.00	0.17	令和7年12月22日